

第2編 下水道施設土木工事編

第1章 共通事項

第1節 総則

2-1-1-1 適用

1. 堺市上下水道局(以下「局」という。)が請負契約により施行する下水道施設土木工事類は、下水道施設工事共通仕様書(下水道施設土木工事編)(以下「本編」という。)及び下水道施設工事共通仕様書(共通編)(以下「共通編」という。)を適用する。

2-1-1-2 一般事項

1. 受注者は、工事施工にあたり、設計図書の定めによるほか、発注者、または監督員が指示する基準類に基づき施工しなければならない。
2. 受注者は、工事目的物の構造及び位置・深さ、設計図書に定められた施工条件等を総合的に考慮し、安全かつ効率的に工事を実施しなければならない。

2-1-1-3 提出図書

1. 受注者は、設計図書の定めによるほか、共通編及び本編の規定に基づき、必要な書類を作成し、監督員に提出しなければならない。

2-1-1-4 事前調査

1. 受注者は、事前調査に先立ち測量を実施し、仮BMの設置及び管渠あるいは施設の位置明示を行わなければならない。
2. 受注者は、施工上必要な事項について、施工前にその全容を把握するための調査を行うものとし、十分に実情を把握し、工事を施工しなければならない。

- (1) 周辺地域の排水状況
 - (2) 地下埋設物
 - (3) 架空線
 - (4) 周辺構築物
 - (5) 道路使用状況(交通量調査を除く)
 - (6) 下水処理場、ポンプ場等の設備の運転状況
 - (7) 工事等の機器の配置
 - (8) 接続を必要とする既設下水管
 - (9) 通学路(スクールバス等を含む)
 - (10) 井戸、池等の水質及び水位調査
 - (11) その他必要な事項(不発弾、マンホールポンプ、電波障害等)
3. 受注者は、工事関係者へ事前調査結果を周知し、事故防止に努めなければならない。

2-1-1-5 試験掘工

1. 受注者は、試験掘工の施工にあたり、設計図書及び当該施設管理図面等を確認するとともに、事前に施設管理者へ連絡しなければならない。また、施設管理者による指示を受けた場合は、その内容を「事前調査報告書」と併せて、監督員に提出するものとする。
2. 受注者は、手掘で施工し、地下埋設物の種別及び形質・形状寸法が確認できるまで露出させた後、位置、深さ及び構造並びに状態を調査しなければならない。

3. 受注者は、監督員が再度試験掘工を行うよう指示した場合、これに従わなければならない。
4. 受注者は、試験掘時及び工事の施工中において、管理者が不明な埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し措置方法について協議しなければならない。また、不明な埋設物等について、措置方法が決まるまでは監督員の指示する方法により保全等の措置を講じるものとする。
5. 地下埋設物の深さは、水準測量により測定しなければならない。
6. 受注者は、試験掘完了後、設計図書の定めに従って埋戻及び路面復旧を行い、交通解放しなければならない。

2-1-1-6 公共基準点の測量

1. 工事により、公道上に設置されている公共基準点の効用に支障をきたすおそれがある場合、基準点の復元を可能とする引照点の設置を行うものとする。
2. 受注者は、現場着手前に監督員の指示により公共基準点の計測を行うものとする。また、新たに対象となったものについては、監督員の指示により適宜行うものとする。
3. 引照点設置数は、2点以上で放射法での設置を行うものとする。
4. 対象基準点

《永久標》

1又は2級基準点



2級(街区三角点)



3級(街区多角点)



《補助標等》



5. 引照点設置場所の選定について
 - (1) 設置場所は公道敷内で工事等の影響がなくかつ、保全に適した地点を選定する。
 - (2) 引照点設置の写真撮影を行う。(設置前の状況も含む。)
 - (3) 引照点設置作業については、堺市路政課発行の堺市公共基準点取扱基準、堺市基準点復元作業マニュアルを参考にすること。
6. 報告書の作成

以下の添付図面を作成すること。

- (1) 基準点及び引照点の写真(設置前及び設置後)
- (2) 引照点図(測量資料)
- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) その他
7. その他

計測を行う者は、測量士補以上の資格を有する者とし、事前に証明書等の写しを提出し監督員の承諾を得ること。

2-1-1-7 施工管理

1. 受注者は、「下水道施設土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、監督員等の請求に応じて提示しなければならない。

なお、設計図書に同様の管理基準が定められていない工種については、施工管理の方法を検討し、かつ監督員と協議を行ったうえ、当該施工管理基準を施工計画書に明記しなければならない。

2-1-1-8 工事写真

1. 受注者は、「下水道施設土木工事施工管理基準及び規格値」の工事写真基準に基づき、記録写真等を撮影し、工事写真を監督員に提出しなければならない。

2-1-1-9 竣工図

1. 受注者は、「堺市下水道工事竣工図作成要領[管きよ](案)H30.3版」に基づいて竣工図を作成し、監督員に提出しなければならない。

2-1-1-10 既存物件に対する措置

1. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を事前に調査し監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、第三者の既設占用物及び局の水道施設等に損傷を与えないように十分注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないように必要な措置を施さなければならない。
4. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
5. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに応急措置をとり、監督員に報告するとともに関係機関に連絡し補修しなければならない。なお、これに係る費用は受注者の負担とする。
6. 受注者は、工事中、ガスの漏えいに注意し、定期点検のほか、必要に応じてガス漏れの点検を行わなければならない。ガス管附近において、溶接機、切断機等、火気をとまらぬ機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合は、ガス事業所と協議の上、周囲に可燃性ガスの存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置等、埋設物の保安上必要な措置を講じた上施工するものとする。
7. 受注者は、工事中にガス管を破損若しくはその疑いのある場合又はガスの臭気気づいた場合は、「ガス爆発事故の防止に関する措置について」に基づいて、夜間でも直ちにガス事業所へ連絡するとともに、所轄消

防署及び所轄警察署にも連絡しなければならない。同時に、附近での火気使用の禁止、車両通行制限、附近住民の避難誘導等を行い、一酸化炭素中毒、爆発等が発生しないように現場監視を行うものとする。